## 「「臓器提供意思表示カードの様式見直し(案)」の意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

「臓器提供意思表示カード」の様式見直しについては、第31回臓器移植委員会(平成22年3月8日)において検討した後、平成22年3月23日から平成22年4月21日まで意見募集を行ったところ、寄せられた御意見・御提案は計19件であった。

※ なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見等は、適宜整理集約している。

NO	主な御意見	厚生労働省の考え方
1	意思表示カードを所持しないことは、基本的には提供意思がないこ	改正法の下では、本人の臓器提供に関する意思が不明であった
	とを意味すると考えられ、カードに「提供しない」という項目は不	場合、家族の書面による承諾により、臓器提供が可能となること
	要ではないか。	からも、「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっ
		ても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示し
		ていただくことが重要であると考えております。
2	今後、提供できる臓器が増えた場合を考えれば、提供する臓器を特	特定の臓器を提供したくないという意思を持つ方もいると考え
	定するような欄は不要ではないか。	られることから、提供したくない臓器を選択する欄を設けること
		としています。
	提供したくない臓器があれば×をつける記載について、心臓停止後	脳死後に提供できる臓器と心臓が停止した後に提供できる臓器
3	には心臓・肝臓・肺などの移植は不可能であり心臓停止後にも提供	については、意思表示カードと併せて配布することとしているリ
	が可能であるような誤解を生じるのではないか。	ーフレットに記載する予定です。
	家族署名は必須でないため、現行の意思表示カードのように、その	カード内に記入できる内容については限りがあることから、説
4	旨但書きを入れてはどうか。	明が必要な事項については、意思表示カードと併せて配布するこ
4	•	ととしているリーフレットに記載する予定であり、御指摘の事項
		の記載についても検討させていただきます。
5	旧法の下では、脳死下で臓器を提供する意思がある人がその意思を	「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっても、
	表示するためのカードであったが、新法の下では、脳死下で臓器を	臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示していた

	提供する意思のない人こそがこのカードでその意思を表示する必	だくことが重要であると考えており、選択肢の順は変更しないこ
	要がある。したがって、選択肢で示す内容の順を改めるべきではな	ととしました。
	いか。	
	「臓器提供承諾意思表示カード」と「臓器提供拒否カード」の二種	運転免許証や医療保険の被保険者証に意思表示欄が設けられる
6	類を、枚数、設置場所、設置方法など平等な形を採用して発行する	予定となっていることからも、臓器を「提供する意思」、「提供し
	べきではないか。	ない意思」のいずれの意思も表示できる統一された様式が望まし
		いと考えております。
	列記されている臓器に×ではなく、〇がついていた場合、提供した	現行の意思表示カードでは提供したい臓器に〇を、提供したく
	くない臓器として印をつけたのか、提供したい臓器として印をつけ	ない臓器に×をつけて頂いておりましたが、煩雑となるため、新
7.	たのか判断が困難ではないか。また、提供したくない臓器に×をつ	しい意思表示カードでは、提供したくない臓器に×をつけていた
	けるのではなく、提供したい臓器に〇を付ける方式とすべきではな	だくだけとしました。
	いか。	誤記載が生じないよう、記載方法の周知に努めてまいります。
	意思表示カードだけでは特記事項に何を書くのか分からないこと	意思表示カード内に記入できる内容については限りがあること
	からも、併せて配布されるリーフレットの内容を明らかにする必要	から、説明が必要な事項は、意思表示カードと併せて配布するこ
	があるのではないか。	ととしているリーフレットに記載する予定です。
8	また、リーフレットには、臓器を提供するに場合、提供前はいつま	リーフレットの内容は意思表示カードの様式を踏まえて検討す
	で遺族が一緒にいられるのか、いつ遺族の元に体が帰されるのか、	ることとしており、御指摘の事項の記載についても検討させてい
	といったことについて詳しく書いてはどうか。	ただきます。
	親族に優先的に臓器を提供する意思を表示する選択肢を設けるべ	親族に優先的に臓器を提供する意思については、その制度の内容
9	きではないか。	に複雑な点もあるため、意思表示カードと併せて配布することと
		しているリーフレットの内容をよく読んで頂いてから、能動的に
		記入して頂くことが適当であると考え、選択肢を設けないことと
		しました。
	1	

	親族に対してだけは、臓器を提供する意思があることを示せるよう	臓器の移植に関する法律の規定上、親族優先提供の意思表示は、
10	してはどうか。	臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとされているため、臓
		器の提供先を親族に限定することはできないこととされております。
	改正法の下でも、優先提供の意思を記載できるようにするなど、若	改正法の施行後は、新しい意思表示カードだけを配布すること
11	干の手直しをすれば現行の意思表示カードの様式で十分である。	になりますが、現行の意思表示カードが引き続き配布されること
	新旧2種類のカードが流通することで混乱が生じるのではないか。	のないよう努めてまいります。
	このカードを持っていない人はどのような取扱を受けるのか示し	改正法の下では、本人の臓器提供に関する意思が不明であった
,	ていただきたい。	場合、家族の書面による承諾により、臓器提供が可能となります。
		このため、「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれで
12		あっても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表
		示していただくことが重要であると考えておりますが、臓器提供
	·	に関する意思は意思表示カード以外にも、運転免許証や医療保険
		の被保険者証に意思表示シールを貼ることにより表示することが
		可能であり、また、インターネットでも臓器提供に関する意思表
		示を登録することができます。( <u>http://www2.jotnw.or.jp</u> )